

令和 8 年度 伊根町国民健康保険事業計画

1. 重点目標

(1) 保険税の高収納率の維持

伊根町の国民健康保険税収納率は、令和 5 年度は現年度分 99.39%、滞納繰越分 93.05%であったが、令和 6 年度は現年度分 99.22%、滞納繰越分 100.00%となり、令和 5 年度以前の滞納繰越分は完納となった。府内でも高い水準の収納率を保っているが、納付が遅れがちな被保険者の固定化が見られるため、京都地方税機構との連携により、滞納整理を進めることで、引き続き収納率向上に努める。

(2) 被保険者適用の適正化

国民健康保険制度の健全な運営のため、被保険者の資格適用を的確に実施し、併せて社会保険等の扶養該当者の該当指導に努める。

(3) 医療費の適正化

急速な高齢化による医療費の過度な伸びを抑制するため、被保険者の健康の保持増進に寄与するための保健事業計画に沿って保健事業を実施する。

レセプト点検の実施により適正な医療費の請求が行われているかを京都府国民健康保険団体連合会と連携して審査する。

2. 具体的計画

(1) 保険税の適正管理

① 高収納率の維持

地方税法及び伊根町町税条例等の規定を遵守し事務を遂行する。

町電算システムを活用し、他課と連携をとりながら円滑な徴収を行う。

口座振替納付を勧奨するため、納付書発送時に勧奨文書の同封を行い、また、資格取得の来庁時に案内するなど、口座振替納付を推進する。

滞納者の徴収は京都地方税機構が行う。自ら望まない形で離職した方（非自発的失業者）を対象とした保険税軽減制度を周知し、対象者が適正に利用できるよう案内する。

② 保険税賦課の基準の再検討について

平成 30 年の広域化以降、医療費分賦課目標額を 41,000 円に据え置き、不足額は基金から充当する方針で運用してきた。団塊の世代が 75 歳を迎え後期高齢者医療保険への加入に伴い、被保険者数の減少幅が大きくなる見込みである。そのため基金から大幅に増額し国保特会へ充当する可能性がある。加えて府 2 号繰入金の小規模加算金分の廃止に関して議論が

進められている。

令和 8 年度は現状を維持するが、次年度以降は府の標準保険税率を参考とし、賦課目標額を据え置く方針を見直すことを検討する必要がある。

③ 子ども・子育て支援金の賦課・徴収

国の少子化対策及び子育て政策の拡充のため、新たに「子ども・子育て支援金」の賦課・徴収が令和 8 年度から開始され、国民健康保険税とあわせて徴収を行う。

徴収した支援金は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの子育て支援の取組に充てられる。

④ 令和 8 年度から 18 歳までの均等割額を全額免除

令和 4 年 4 月から未就学児の均等割額（医療費・後期支援分）の 2 分の 1 が減額となっているが、厚生労働省はこの減額措置を、令和 9 年 4 月から 18 歳まで拡大する予定である。

当町は独自の施策として、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため、令和 8 年 4 月から子ども（出生から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）の均等割全額を免除する。

（２） 被保険者適用の適正化

適用適正化月間は 8 月とし、被保険者資格の適正化に努める。

被保険者資格の適正化は、文書及び電話による勧奨を実施する。

マイナンバーカードの普及率が府内トップクラスであり、窓口担当と連携しマイナンバーカードの健康保険証としての利用（マイナ保険証）を推進し、必要に応じて資格確認書を発行しながら、資格適用の適正化を図る。

（３） 医療費の適正化

① 保健事業計画

被保険者が健康に対する認識を深めるために、特定健康診査、特定保健指導、医療費通知事業（年 6 回）、人間ドック利用助成事業、インフルエンザ予防接種及び新型コロナワクチン予防接種の自己負担金助成事業を継続実施する。

柔道整復師施術療養費の適正な受診について広報で周知を行う。

総合保健事業として、医療費分析により伊根町での受診率の高い高血圧、糖尿病などに対し、病態の理解・栄養面・運動面からの予防及び進行を防ぐことを目的に事業を実施する。

② レセプト点検の実施

内容の点検は京都府国民健康保険団体連合会へ委託し実施する。

資格の点検は国保連合会提供の資格審査表及び町へ提供されている電算システムを活用し実施する。また、国保資格喪失者の資格確認書の回収を確実にいき、資格喪失後に当該書を使用させないように努める。

③ 後発医薬品使用の勧奨

平成25年度から京都府国民健康保険団体連合会に後発医薬品差額通知書の作成を委託し、ジェネリック医薬品の使用を勧奨している。

より安価な医薬品の使用を勧奨することで、医療費給付費と被保険者の医療費負担の軽減を図る。

(4) 保健事業の充実

国民健康保険制度を適正に運用するため、医療費が発生しないよう未然に防ぐための保健事業の充実を図る。財政安定化を図るための施策として、安易に被保険者から徴収する保険税を増額するのではなく、保健事業の充実を図り医療費を下げることで、健全な運用を行う。

3. その他

① 制度周知の実施

広報『伊根』、伊根町ネットワーク回覧版『いねばん』及び伊根町ホームページ等を活用して国保制度の周知、医療費の適正化等についての啓発を行う。

② 京都府下保険料水準の統一に向けての協議について

京都府では、令和6年3月に策定された京都府国民健康保険運営方針で「保険料水準の統一について、市町村とさらに議論を深め、課題の明確化、統一に向けたスケジュールなど、一定の方向性を期間内に示せるよう取組を進める」という表現にとどまっており、保険料水準の統一（完全統一）の実施は決まっていない。

府2号繰入金の小規模加算金の廃止に関する議論が進む中で、丹後医療圏内の各保険者と連携しながら、伊根町の意見を検討会等で伝え、事務を進める。

③ その他

日々刻々と移り変わる時代において、国民健康保険の適正運営に向けて突発的に判断をしなければならない場面がある。被保険者にとって有益であると判断するものに関しては、随時採用し必要に応じて広報及び運営協議会にて情報共有を行うこととする。